

◎新潟県告示第528号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年4月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成28年1月22日	井上 正一	二級建築士	第6972号	死亡
平成28年1月22日	高橋 三奈子	二級建築士	第17098号	申請
平成28年3月11日	村山 江美	二級建築士	第5781号	死亡
平成28年3月11日	山岸 一正	二級建築士	第11320号	申請